

風力発電による騒音と受忍限度

横浜国立大学大学院教授

宮 澤 俊 昭

I 本稿の課題

再生可能エネルギーを利用した発電施設を巡って、近隣との間で民事紛争が生じることもまれではない。風力発電施設から生じる騒音をめぐる紛争も、その一つに数えられる。本稿においては、風力発電施設から生じる騒音をめぐる裁判例¹をきっかけとして、風力発電施設から生じる騒音についての行政的・政策的指標（基準・目標）と私法上の受忍限度判断の関係、及び受忍限度判断における考慮要素の一つである「公共性」と再生可能エネルギーであるところの風力発電との関係の検討を行う。

II 名古屋地裁豊橋支判平成27年4月22日判例時報2272号96頁の概要

1. 事案

愛知県田原市にある畑が広がる静穏な地域であるA地区に風力発電施設（短期定格出力1500kW）を設置する計画が持ち上がった。風力発電事業等を目的とするY社は、A地区住民を対象とした事前説明会や風車の見学会を実施したうえで、風力発電施設（以下「本件風力発電施設」と記述）の設置場所などについて協議を重ね、本件風力発電施設を、Xが家族と居住する住宅（以下「X宅」と記述）から南西350mの位置に設置することを決定した。A地区総代は、平成17年4月、Y社に対し、騒音などに誠意を持って対策を講じることを条件に、本件風力発電施設の設置を承諾する旨の承諾書を交付した。Y社は、本件風力発電施設を設置する工事に着工し、平成19年1月ごろ、同施設が完成し、平成19年1月24日、運転を開始した。なお、A地区の一帯は、都市計画法上の都市計画区域などの指定はなされていない。

本件風力発電施設の風車（以下「本件風車」と記述）は、風を受けて回転する三枚のブレード（直径70.5m）、回転軸となるローター、ブレードの付け根をローターに連結するハブ、回転増幅機、発電機などの格納部分であるナセル、及びこれらの支柱となるタワー（地上高64.7m）からなっている。ハブの高さにおいて風速4m/s以上の風が吹くと回転が開始し、無風になるとこれが停止する。本件風車で観測された平成24年4月から平成26年3月の平均風速は、約6.02m/sであり、本件風車が稼働しているときと停止しているときの割合は、おおむね半々である。本件風車は、風を受けて稼働を始めると、そのナセル内に格納された回転増幅器から「ブーン」というギア音ないしモーター音（以下「本件風車騒音」と記述）が発生し、これがX宅に到達している。

Y社は、本件風力発電施設の運転開始後、程なくして、Xから本件風車騒音のせいで頭痛がしたり、夜間の就寝が妨げられたりしているなどの苦情を受けるようになった。

そこで、Y社は、平成19年2月、B社に依頼して本件風車騒音の騒音測定を実施したうえで、公的機関の騒音測定結果が出るまでの暫定的措置として、同月から同年4月までの間、X一家が夜間に避難するホテルの宿泊費用を負担し、その後も、同年6月～同年10月までの間、X一家の避難先として、アパートの一室を借り上げて提供した。平成19年8月10日、愛知県環境調査センターによる第1回の環境測定が行われた。

¹ 名古屋地裁豊橋支判平成27年4月22日判例時報2272号96頁。評釈として、ゾーニング規制という視点から本判決を検討する神山智美「判批」富大経済論集61巻2号109頁（2015年）がある。

Y社は、愛知県環境調査センターによる騒音測定の結果によっても、本件風車騒音は環境基準を下回っており、問題がないことが確認されたとして、平成19年10月をもって、Xに対する上記アパートの提供を取りやめた。Xは、その後も自己の負担で上記アパートを賃借し、本件風車騒音がうるさいと感じる夜間は同所に避難する生活を送っている。その後、Y社は、本件風車騒音を低減させるため、本件風車のコンバータ付近への吸音材設置などのほか、X宅の本件風力発電施設側の面のガラス戸や窓を複層ガラスや二重サッシに取り替える等の騒音防止措置を講じた。

平成19年12月13日に愛知県環境調査センターによる2回目の環境測定が行われたのち、田原市役所において説明会・話し合いなどが行われたが、解決に至ることはなかった。そこで、Xは、本件風車騒音がXの受忍限度を超える違法な人格権侵害にあたるとして、本件風車施設の運転の差止めを求めるとともに、精神的苦痛に対する慰謝料として500万円の賠償を求めて訴えを提起した。

なお、Xの主張においては、「平成24年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務 報告書²（平成25年3月）」（以下「本件報告書」と記述）において35dBとされる目標値（以下「本件目標値」と記述）³が主要な根拠の一つとして示されている。

2. 判旨

(1) 本件目標値について

「Xは、本件風車騒音が受忍限度を超えるものであるかの判断に当たっては、風力発電施設周辺の住宅等の屋外において35dBとの本件目標値を基準とすべきである旨主張する。

そして、…、本件目標値は、環境省請負業務として実施された本件検討調査業務において、上記のような低周波音影響評価研究の研究成果等を踏まえ、有識者で構成する『風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討会』における議論、検討に基づいて提案されたものであることが認められる。

これによれば、本件目標値が、全く科学的根拠を欠くものであるとか、中電技術社の純然たる私見にすぎないとまでは、直ちにいうことはできない。

しかし、前記認定事実によれば、確かに本件検討調査業務は環境省請負業務として実施されたものではあるが、同業務において提案された本件目標値は、同省が規制基準、環境基準、

² https://www.env.go.jp/air/noise/wpg/conf_method/01/mat02.pdf（最終確認日：2020年2月16日） 本件報告書は、中電技術コンサルタント株式会社（以下「中電技術社」と記述）が、環境省からの請負事業として行った風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務の報告書である。

³ 本件報告書76頁参照。なお、この目標値は、①WHOのガイドラインで、夜間の寝室内の騒音レベルが30dB、これを保持するための外部の騒音を45dB以下にすべきとしていること、②低周波数成分を多く含む風車騒音では建物の遮音性能が10dB程度しか見込めないことから、目指す値が屋外において40dB以下となること、③風車騒音にはアノイアンスを高める振幅変調音が必ず含まれていることから5dB程度のペナルティを見込む必要のあること、を考慮して設定されている。また、この目標値は、我が国で一般的な農山村部など残留騒音の低い地域を想定して設定されている。そのため、沿岸地域で波浪の音が大きい場所や都市域に近い地域など残留騒音の高い地域にこの目標値を一律に適用することは適切ではなく、そのような地域については、風車騒音により現況の騒音レベルを悪化させないことを目標とすることが適切と考えられるとされている（以上につき、本件報告書76-77頁参照）。

何らかの参照値、ガイドライン又は目標値として認めたものではなく、本件目標値を参考に環境基準等を改定した事実や、その予定もない上に、環境影響評価の審査の際に本件目標値を勘案するとか、風車騒音に関する行政指導の参考にするとといった取扱いもされてはいないこと、本件風力発電施設が所在する田原市も、環境行政上、本件目標値を参考とはしていないこと、風力発電事業者の業界団体は、本件目標値は合理性を欠き、評価指標として不適切であるから受入れられない旨の意見を表明していること、本件目標値の屋外35dBとの数値は、WHOガイドラインを参考に定められたものであるが、これは同ガイドライン自体（屋外45dB以下）や、現在我が国で通用している環境基準の基準値（昼間55dB以下、夜間45dB以下）と比較しても相当厳しいものであって、…、『市街の住宅地の深夜』や『図書館』（40dB）に相当するそれほど大きくはない騒音までもが目標値を超えることとなり、実現困難な静寂さを要求することにもつながりかねないこと、以上の点を指摘することができる。

これらの事情に照らすと、本件目標値は、風車騒音に関する基準ないし目標として、社会的な支持を欠く上に、その科学的妥当性はいまだ検証されていないというほかなく、このことに、本件目標値は、元来、これを超過した場合には直ちに違法となるというような限度値ないし規制値の意味合いを持たせることが予定されているものではなく、飽くまで、静穏な地域に風車を設置する場合には少なくともこの程度の騒音レベルに抑えておくことが望ましいという推奨値的な性格のものとして提案されたものであることを併せ考慮すれば、本件目標値には、風車騒音による生活環境への影響を防止するための一つの目安という意義はあるとしても、これに法的規制の基準となり得るような客観的合理性を認めることは困難であり、結局、これを受忍限度の判断基準として採用し、あるいは重要な判断要素として用いることは、相当でないといわざるを得ない。

なお、前記騒音測定の結果によれば、本件風車停止時における原告宅屋外の騒音レベルは、…、平均すると、おおむね38dB程度であることが計測されており、本件風車騒音以外の暗騒音のみで既に35dBを超過しているものであって、この点からも基準として現実的でないことは明らかというべきである。」

(2) 環境基準について

「環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたものであって、人の健康を保護等するための最低基準としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい行政上の政策目標としてその確保を図ろうとするものであり、騒音対策に係る科学的、技術的な知見に基づき策定された合理的な基準であることが明らかであるところ、…、X宅の屋外に到達する本件風車騒音の騒音レベルは、吸音材設置前を含めても、平均すると、おおむね44dB程度であって、上記のような意義を有する環境基準の基準値（…）を下回っているものと認めることができる。

そして、上記44dBを…騒音の目安と比較すると、『市街の住宅地の深夜』や『図書館』と『市街の住宅地の昼間』や『静かな事務所』との間に相当するということになり、かかる騒音は、本件地区が静穏な農村地帯であることを考慮しても、住宅の屋外に到達する騒音としては、それほど大きな音ではないと見ることができる。

なお、Xは、本件風車騒音の騒音レベルは高いときには、昼夜にかかわらず、50dB以上に達し、環境基準の基準値を超えている旨主張するが、等価騒音レベルで見れば、そのような事実はなく、…、10分間計測値で見ても50dB以上に達することはまれであると推認される上、環境基準の意義、性質に鑑みると、たとえ騒音レベルが一時的に環境基準の基準値を上回ることがあったとしても、それが直ちに受忍限度超過を意味するものではないというべきである。」

(3) 低周波音について

「X宅の屋内（窓閉鎖時）に到達する本件風車騒音の騒音レベルは、…、吸音材設置前を含めても、平均すると、おおむね29dB程度であり、屋外の騒音レベルから建物の防音性能を差し引いて推計したとしても、同宅建物の防音性能をWHOガイドラインが想定する15dB程度と見ると、同じく29dB程度と評価されるどころ、これは、WHOガイドラインが健康保持の見地から提唱する夜間の寝室において30dB以下との推奨値と比較して、遜色がない数値であるということができるとともに、…騒音の目安と比較すると、『郊外の深夜』や『ホテルの客室』と同程度ということになり、家の中であることを考慮しても、それなりに静かな環境ないし状態であると評価することができ、これを日常生活や睡眠を妨げるような程度の騒音とは見ることができない。

この点、Xは、風車騒音は、低周波数成分を多く含むので、建物の遮音性能が十分に機能しにくい旨主張し、本件報告書には同旨の記載がある。

しかし、…愛知県環境調査センターによる騒音測定・分析によると、Xが主張する本件風車騒音による騒音被害の原因として低周波音が影響している可能性は低いと考えられることからすれば、Xの上記主張は当たらないというべきである⁴。」

(4) 振幅変調音について

「一般に、風車騒音には、ブレードの回転に起因して生じる振幅変調音（音圧が規則的に変動する音）が含まれており、これは風車騒音のアノイアンスを高める要因であることが認められ、本件検討調査業務報告書には、風車騒音が振幅変調音を含むものであることに対するペナルティをあらかじめ考慮するのが相当である旨の記載がある。

しかし、本件では、本件風車の機種、設置環境、運転状況等に即した振幅変調音の発生頻度や程度の具体的な立証はされておらず、本件風車騒音が、他の風車騒音と同様、不快成分である振幅変調音を含むものであるとしても、そのことを受忍限度超過の有無の判断に当たり具体的にどのように考慮すべきであるというのかは、Xの主張においても明らかにされていないといわざるを得ない。

また、そもそも我が国では、風車騒音が振幅変調音を含むことについて何らかのペナルティを考慮するという考え方は現在のところ採用されていない上に、…、諸外国においてもそれは同様である。」

⁴ なお、本判決の事実認定において、（愛知県環境調査センターの）「騒音測定では、G特性による低周波音の音圧レベルの測定も行われたが、その結果によれば、原告が主張する騒音被害の原因として低周波音が影響している可能性は低いものであった。」とされている。

(5) 純音性騒音について

「風車の動力伝達装置等から純音性騒音（特定の周波数で強い成分を持つ騒音）が発生することがあり、これは風車騒音のアノイアンスを高める要因であること、純音性騒音の発生の有無及び程度は、風車の機種や保守状況によって異なること、本件風車騒音は、少なくともその発生源付近において、中心周波数160Hz付近の音の騒音レベルが突出し、純音成分となっており、これは本件風車のナセル内に格納された回転増幅器から生じているものと考えられること、本件JIS（JIS（日本工業規格） Z8731:1999（環境騒音の表示・測定方法）…筆者注）には、騒音に純音成分が含まれていることが明らかに認められる場合には、測定値に5～6dBの補正を加えてもよい旨の記載があることが認められ、本件検討調査業務報告書には、風車騒音が純音成分を含む場合にはペナルティを考慮すべきである旨の記載がある。

しかし、上記のとおり、本件風車騒音は、確かにその発生源付近においては、中心周波数160Hz付近に突出した純音成分を含むものの、…愛知県環境調査センター及び田原市環境衛生部環境衛生課による騒音測定・分析によれば、本件風車騒音が本件風車から約350m離れたX宅に到達する頃には、当該純音成分が大きく減衰し、多くの場合、隣接周波数との差はほとんど見られなくなることを指摘することができる。

したがって、X宅に到達する本件風車騒音に受忍限度の判断に影響を及ぼす程度の純音成分が含まれているとは認めることができない。…。

また、そもそも我が国では、風車騒音に純音成分が含まれている場合に何らかのペナルティを考慮するという考え方は現在のところ採用されていない（なお、本件JISは、適正な土地利用のための騒音データの収集方法を規定するものであって、個別の苦情対応に適用する性質のものではない。）上に、…、諸外国においても、風車騒音に係るガイドライン等において純音性騒音に対するペナルティを考慮する扱いをしているか否かはまちまちである。」

(6) 結論

本件地区の住民でX以外に苦情を申し立てる者はないこと、Y社は、本件風力発電施設の設置に先立ち、本件地区の住民を対象とした事前説明会などを実施するなどして地域住民に対する説明を尽くした上、なお反対の意見を述べる住民に対しては個別の折衝を重ね、最終的に、本件地区の全住民の承諾を得ていること、なども認定されたうえで次のように結論づけられた。

「以上の諸事情を総合的に考察すると、X宅に到達する本件風車騒音が、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものであるとはいうことができず、Xが請求する本件風力発電施設の運転差止め及び損害賠償（吸音材設置前の稼働に対する請求を含む。）を認容すべき違法な人格権侵害に当たるものと認めることはできない。」

Ⅲ 風力発電による騒音の受忍限度判断における行政的・政策的指標の位置付け

1. 本判決の検討—本判決の口頭弁論終結時を基準時として

(1) 風力発電施設からの騒音をめぐる行政的・政策的指標

a. 環境基準・規制基準と受忍限度

(a) 環境基準と受忍限度

環境汚染は、個別発生源からの排出に起因するのみでなく、人間の日常生活などにも由来する。そこで、環境基準（環境基本法16条1項）は、これらをも含めた総合的な環境管理行政を進めるため、環境対策の目標として維持されるのが望ましい基準として定められた⁵。このような環境基準は、行政の努力目標を示す指標であり、直接国民の権利・義務を確定するものではないと解するのが一般であるとされる。そして、国民の権利・義務を確定するのは、環境基準ではなく、規制基準としての排出基準であり、後者は前者から自動的に連動して決まるものでもない⁶。

環境基本法の前身である公害対策基本法の制定過程においては、環境基準を汚染許容限度として捉えることも検討されていたが、法律上は「望ましい基準」とされることとなった。これにより、「人間の健康などの維持のため最低限度としてではなく、それよりもさらに一歩も二歩も進んだところを目標に」することが可能になったとも評されている⁷。

このような環境基準は、民事上の損害賠償や差止めに関する裁判例において、加害行為の違法性（受忍限度）を判断する一要素とされてきた⁸。国道43号線訴訟最高裁判決⁹は、多数の被害者が全員に共通する限度において各自の被害につき一律の額の慰謝料という形でその賠償を求める事案であることを示したうえで、騒音の環境基準を損害賠償の受忍限度として用いた原判決を維持している¹⁰。しかし、環境基準を「受忍限度」すなわち「汚染許容限度」として捉えることは、前述した環境基準の趣旨（「望ましい基準」）とズレを生じさせることになる。このような国道43号線事件最高裁判決を受けて、1998（平成10）年9月に告示された騒音に係る環境基準では、幹線道路に面する地域の環境基準を、一般の環境基準の最高値より5dBずつ緩くして、昼間70dB以下、夜間65dB以下とし、また、一定の場合には屋内騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）にすることができるとして、基準を相当に緩和した。これにより、事後的にはあるが、前述した国道43号線事件最高裁判決で示された

⁵ 以下、環境基準の性質については、大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣、2010年）321頁以下、越智敏裕『環境訴訟法』（日本評論社、2015年）5頁、北村喜宣『環境法（第4版）』（弘文堂、2017年）134頁以下、同284頁以下等参照。なお、環境基本法16条4項は、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努めなければならないとしている。

⁶ ただし、北村・前掲注(5)284頁は、廃棄物処理法のもとでの焼却施設設置許可制度において、大気環境基準の達成状況が申請を不許可にできる基準となっていることを指摘し、環境基準が政策目標基準と理解できない場合があることを指摘する。

⁷ 岩田幸基『新訂公害対策基本法の解説』（新日本法規、1971年）166頁。

⁸ 以下、環境基準と受忍限度判断の関係について、大塚・前掲注(5)325頁参照。

⁹ 最判平成7年7月7日最高裁判所民事判例集49巻7号1870頁。

¹⁰ 環境基準を受忍限度判断の一要素とした発電所をめぐる裁判例として、札幌地判昭和55年10月14日判例時報988号37頁（伊達火力発電所差止訴訟）などがある。

受忍限度と環境基準は異なるものとなった¹¹。

(b) (排出基準のような) 規制基準と受忍限度の関係

前述 (a) に見た環境基準と異なり、公法上の (規制) 基準については、これが最低限度の基準であるとして、遵守されていない場合には違法性が推定されるとする一方で、遵守されている場合であっても、私法上の違法性は個々の事件の具体的な状況を問題とするものであるため、公法上の基準が遵守されていることは私法上の違法性判断にとって決定的にはならないとする見解が通説的な見解である¹²。ただし、風力発電施設からの騒音について特別に公法的に規制する基準は設定されていない。

b. 風力発電施設における低周波音について

一般的に、低周波音の発生源としては、工場・事業場における送風機や往復圧縮機、店舗・公共施設におけるボイラー・空調室外機、交通機関や風車などがあげられており、低周波音にかかる苦情の件数は増加傾向にあるとされている¹³。

環境省は、2007 (平成16) 年6月、地方公共団体における低周波音問題への対応のため、苦情申し立ての受付から解決に至る道筋における具体的な方法、配慮事項、技術的解説を盛り込んだ手引書¹⁴を公表した。この手引書には、苦情申し立ての受付から低周波音の聞き取り調査、測定、評価、対策検討までの流れに沿って、具体的な方法や配慮事項について記載されているほか、低周波音による建具などのガタつき、室内での不快感などについて苦情申し立てがあった場合、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値 (参照値) が示されている¹⁵。しかし、この参照値は、風力発電用の風車には適用されない。この理由として、この参照値は、ある程度の時間連続して低周波音を発生する固定された音源からの音圧レベル変動の小さい低周波音を対象として設定されたものであるのに対して、風車からの騒音・低周波音は、風速によってローターの回転や出力が変わるため音圧レベルや周波数特性が変化するという特徴、及び風向によって音が拡散する方向が変化するという特徴があるためとされている¹⁶。そして、風力発電施設からの低周波音の影響に関しては、後述2で検討する「風力発電施設から発生する騒音に関する指針 (平成29年5月)」が示されるまでは、環境省としての態度は表明されておらず、基準の必要性も含めて環境省として検討を行っていたところである。本件報告書は、その検討の一環として位置付けうるものである。

¹¹ なお、国は、このような騒音環境基準の緩和ではなく、むしろ騒音改善のための政策努力をすべきであったとする批判があることにつき、越智・前掲注(5)97頁参照。

¹² 加藤一郎「序論-公害法の現状と展望」加藤一郎編『公害法の生成と展開』36頁以下 (岩波書店、1968年)、大塚・前掲注(5)328頁、北村・前掲注(5)203頁参照。

¹³ 「よくわかる低周波音 (平成31年3月)」(環境省パンフレット) 11-12頁。なお、同パンフレットは、2007 (平成19) 年3月に作成されたものの改訂版である

(<http://www.env.go.jp/air/teishuha/yokuwakaru/index.html> (最終確認日: 2020年2月16日))。

¹⁴ 環境省環境管理局大気生活環境室『低周波音問題対応の手引書 (平成16年6月)』

(<http://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/index.html> (最終確認日: 2020年2月16日))。

¹⁵ 環境省環境管理局大気生活環境室・前掲注(14)21頁。

¹⁶ 低周波音問題に関するQ&A (環境省HP) Q9及びA9参照

(<http://www.env.go.jp/air/teishuha/qa/index.html#09> (最終確認日: 2020年2月16日))。

c. 風力発電施設における振幅変調音について

振幅変調音とは、風車のブレードの回転に伴って発生する騒音で、振幅が規則的に変動する音である¹⁷。シューツ、シューツというように聞こえることから英語では swish sound などと呼ばれている。その変動のしかたは風向、風速によって異なるが、変動周期は風車の回転周期をブレードの数（通常は3）で割った時間に相当する。

この振幅変調音について、本件報告書には次のような記述があった。

「風車のブレードの回転によって音圧が規則的に変動する振幅変調音は、最近の大型風車では1秒前後の周期で発生する。…。この音はきわめて気になる音であるため、風車騒音によるアノイアンスを高めている最大の原因と考えられ、ニュージーランドなどの基準では、発生が認められた場合にペナルティを考慮することが規定されている。しかし、振幅変調音は風車騒音では必然的に生じる音であるため、あらかじめその影響を含めて影響評価を行うべきである。環境省戦略指定研究で行われた全国各地の風力発電施設周辺を対象とした実測調査の結果でも、ほとんど全ての風車騒音に振幅変調音が認められている。

また、この研究では、詳細な実測及び聴感評価実験が行われており、振幅変調音の影響が明らかにされつつある。その結果によれば、振幅変調の大きさが2dB以上になると規則的な変動感が生じるようになり、ノイジネス（やかましさ）も増大する傾向が見出されている。このような傾向は他の多くの研究でも指摘されている。したがって、風車騒音では振幅変調音の聴覚心理的影響も考慮して最大5dB程度のペナルティを見込んでおくことが適当と考えられる¹⁸。」

d. 風力発電施設における純音性騒音について

純音性騒音とは、瞬時音圧が時間の単一正弦関数である音であり、自然界に完全な純音はないが、音叉の音や電気回路の発信によって出る音は純音に近いとされる¹⁹。本件報告書では、特定の周波数で強い成分をもつ騒音を「純音性騒音」としている。このような音は耳につきやすく、うるささの感覚も大きいとされる。

純音性騒音について、本件報告書には次のような記述があった。

「風車のナセルに内蔵されている動力伝達装置、発電機、制御装置などから純音性の騒音が発生することがあり、それが著しい場合には聴感上問題となる。この種の騒音は、風車の機種や保守状況によって異なるので、ここでは付随的な騒音として考え、その発生が認められた場合にペナルティとして考慮すべきである。この考え方により、風力発電施設の計画にあたって純音性騒音の発生が少ない機種の選定を促すことになり、また風車の保守点検においても重点項目となる。

なお、純音性騒音の評価・判定に際しては、多くの国で採用されているように、ISO 1996-2の規定を適用することが考えられる²⁰。」

¹⁷ 以下、振幅変調音については、本件報告書vii頁参照。

¹⁸ 本件報告書74頁。

¹⁹ 本件報告書vii頁。

²⁰ 本件報告書75頁。

(2) 本判決の受忍限度判断の検討

本件報告書において想定されている地域は一般的な農山村部などの残留騒音の低い地域（30dB以下）であり、沿岸地域で波浪の音が大きい場所や都市部に近い地域など残留騒音の高い地域においては、風車騒音により現況の騒音レベルを悪化させないことを目標とすることが適当と考えられるとされている²¹。本判決において認定されたようにA地区の暗騒音が38dBとするならば、本件事案は、本件報告書の想定している状況とは異なる事案と言える。そのため、本件目標値を受忍限度判断における考慮要素として直接用いなかった本判決の判断は、本件報告書の立場と矛盾するものではない。

また、本判決は、「環境基準の意義、性質に鑑みると、たとえ騒音レベルが一時的に環境基準の基準値を上回ることがあったとしても、それが直ちに受忍限度超過を意味するものではないというべきである。」と述べている。これは、前述1(1)a(a)で見た通り、環境基準を一つの目標水準として捉えつつ、事案に即した個別の事情を考慮する受忍限度判断であり、本来の環境基準の趣旨にあった取り扱いを本判決は行ったと評価しうる。

残るのは、風力発電施設に特有の事情としての低周波音、振幅変調音、純音性騒音をどのように考えるのか、と言う問題である。

低周波音に関して、本判決では、愛知県環境調査センターによる騒音測定・分析を基礎として、Xが主張する本件風車騒音による騒音被害の原因として低周波音が影響している可能性は低いとしている。事実認定の問題として、低周波音がX宅に到達していないと認定したものと捉えられる。そのため、本判決は、受忍限度判断において考慮すべきか否かという法的評価の問題については判断していないといえよう。

他方、本判決は、純音性騒音について、それがX宅に到達していないことを認定している。また、振幅変調音については、本件風車の機種、設置環境、運転状況等に即した振幅変調音の発生頻度や程度の具体的な立証はされておらず、X側の具体的な主張がないとされている。これらの記述からすれば、本判決は、前述した低周波音の問題と同様に事実認定の問題として、振幅変調音及び純音性騒音についても影響がないものと判断したといえる。しかし、本判決においては、振幅変調音についても、純音性騒音についても、日本において、それらが騒音に含まれることについて何らかのペナルティを考慮するという考え方は現在のところ採用されていないこともその理由中に述べられている。この点からすれば、本判決は、風車騒音についての受忍限度判断において、振幅変調音及び純音性騒音を考慮要素に含めることに消極的な立場をとっていると評価することができよう。

この点、純音性騒音については、本件報告書においても、「付随的な騒音として考え、その発生が認められた場合にペナルティとして考慮すべきである²²」とされており、発生が認められないために受忍限度判断に含めなかった本判決の立場は本件報告書に沿ったものという。

しかし、振幅変調音については、本件報告書において、風車騒音では必然的に生じる音で

²¹ 前掲注(3)参照。

²² 本件報告書75頁。

あるため、あらかじめその影響を含めて影響評価を行うべきとの指摘がなされている²³。また、本件報告書において目標値を設定するにあたって「風車騒音にはアノイアンスを高める振幅変調音が必ず含まれていることから、これに対するペナルティを5dB程度見込む必要がある²⁴」との記述もある。このような指摘が本件報告書においてなされていたことに鑑みれば、本判決の基準時においても、振幅変調音が発生していないという事実が証明されるなどの特段の事情のない限り、振幅変調音に対する評価を、風車騒音についての受忍限度の考慮要素に含めるべきであったといえよう。

2. 本判決以後の議論を基礎とした検討

(1) 風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月）の概要

風力発電施設から発生する騒音に関しては、環境省によって、2013（平成25）年度から「風力発電施設から発生する騒音等の評価方法に関する検討会²⁵」が設置され、2016（平成28）年11月に、同研究会の報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について²⁶」が公表された。この報告書を踏まえ、2017（平成29）年5月、主として商業用に用いられる一定規模以上の風力発電施設の稼働に伴い発生する騒音を対象として、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針²⁷」（以下「本件指針」と記述）が定められた²⁸。

本件指針においては、まず、風力発電施設は、静穏な地域に設置されることが多いため、そこから発生する騒音などのレベルは比較的低くても、周辺地域に聞こえやすいことがあることが明示されている²⁹。さらに、ブレード（翼）の回転による振幅変調音（スウィッシュ音）、及び増幅器や冷温装置などから発生する純音性成分が、それぞれわずらわしさ（アノイアンス）を増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている旨が述べられている。他方、風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波領域の卓越はみられず健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったと明示されている。

以上のような知見を踏まえて、本件指針では、風車騒音³⁰に関する指針値について、次のように述べられている³¹。

まず、風車騒音の特徴として、①風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されること

²³ 本件報告書74頁。

²⁴ 本件報告書75頁。

²⁵ https://www.env.go.jp/air/noise/wpg/conf_method.html（最終確認日：2020年2月16日）。

²⁶ https://www.env.go.jp/air/noise/wpg/01_161125_huusyasonon_report.pdf（最終確認日：2020年2月16日）。

²⁷ 環水大大発第1705261号（http://www.env.go.jp/air/noise/wpg/shishin_H2905_2.pdf（最終確認日：2020年2月16日））。

²⁸ なお、風力発電施設から発生する騒音等の測定方法については、2017（平成29）年5月に、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（<http://www.env.go.jp/air/noise/wpg/sokuteimanual.html>（最終確認日：2019年11月30日））」が作成されている。

²⁹ 以下、本件指針において示されている知見に関して本件指針1頁参照。

³⁰ 本件指針において、風車騒音とは、地域の残留騒音に風車発電施設から発生する騒音が加わったものとされ、残留騒音とは、一過性の特定できる騒音を除いた騒音とされる（本件指針1頁参照）。

³¹ 以下の記述につき、本件指針1頁以下参照。

が多く、まれに通過する自動車などの一過性の騒音により、その地域の騒音レベルは大きく変化すること、②風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地の利用状況等により影響されること、がそれぞれ指摘される。そして、このような特徴をふまえて、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に5dBを加えた値と定められている。ただし、残留騒音が30dBを下回るような静穏な環境である地域については、残留騒音からの増加量のみで評価すると、生活環境保全上必要なレベル以上の騒音低減を求めることになりうるため、地域の生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値には下限値が設定されている。具体的には、残留騒音が30dBを下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、または地域において保存すべき音環境がある場合³²においては、下限値は35dBとされる。それ以外の地域については、40dBとされている。

なお、本件指針には、注意事項として、本件指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なることが明示されている³³。

(2) 検討

一般的な農山村部などの残留騒音の低い地域（30dB以下）を対象とした本件報告書とは異なり、本件指針は対象となる地域を限定していない。この意味で、本件指針は、風車騒音一般に関する受忍限度において参照すべき一資料ということができ、本件指針で示された指針値は、受忍限度の基準の参照値として重要な意義を有するといえる。

しかし、本件指針は受忍限度とは異なる旨が明示されている。そのため、本件指針のみによって受忍限度が判断されることはなく、問題となる風力発電施設の規模、設置される場所の風況に加え、騒音被害が訴えられた地点と風力発電施設の距離、その地点が含まれる当該地域の特性（地形・土地の利用状況など）や測定方法などの個別の事情に応じて法的に評価がなされることになろう。また、本判決で示された判決理由との関わりでみたときには、本件指針において、振幅変調音や純音性騒音について、わずらわしき（アノイアンス）を増加させ、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示されていることが重要な意味を持つ。本件指針が公表された現在においては、風車騒音が問題となる事案において、振幅変調音については、特段の事情がなければ考慮をするべき要素として、純音性騒音については、その発生が認定された場合に考慮をするべき要素として、それぞれ受忍限度判断の中に位置付けられることになろう。

³² 具体例として、生活環境の保全が求められることに加えて、環境省の「残したい日本の音風景100選」等の国や自治体により指定された地域の音環境（サウンドスケープ）を保全するために特に静穏を要する場合などが挙げられている。

³³ 本件指針3頁。

IV 風力発電による騒音の受忍限度判断における公共性

1. 問題の所在

本判決においては、受忍限度判断のなかで公共性は考慮されていない。風力発電を含めた再生可能エネルギーを利用した発電施設に関して受忍限度判断が求められる場合の考慮要素としての公共性についての議論は進んでいない。以下、この問題について、これまで、火力発電や原子力発電における発電施設をめぐって受忍限度を判断する際の考慮要素としての公共性を問題とする裁判例と比較をしながら、検討を加える。

2. 騒音に関する受忍限度判断の枠組み

(1) 空港騒音・道路騒音等における受忍限度判断における考慮要素

a. 受忍限度判断の考慮要素についての判例・学説の状況

空港騒音に対する損害賠償請求について、大阪国際空港訴訟最高裁判決³⁴は、次のように受忍限度判断の考慮要素を示している³⁵。

「本件空港の供用のような国の行う公共事業が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかを判断するにあたっては、…、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものである。」

これに対して、差止めについては、国道43号線事件最高裁判決³⁶が次のように述べている。

「道路等の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通するのであるが、施設の供用の差止めと金銭による賠償という請求内容の相違に対応して、違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違があるから、右両場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない。このような見地に立ってみると、原審の右判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。」

以上のような受忍限度判断の枠組みは、空港・道路以外の公の営造物³⁷や、公共的役割を担う私営施設³⁸に由来する生活妨害一般に広く妥当する判例法理として確立しているものと

³⁴ 最大判昭和56年12月16日最高裁判所民事判例集35巻10号1369頁。

³⁵ これらの考慮要素により判断することは、道路騒音の損害賠償請求についての受忍限度判断でも維持されている（国道43号線事件最高裁判決（最判平成7年7月7日最高裁判所民事判例集49巻7号1870頁）等）。

³⁶ 最判平成7年7月7日最高裁判所民事判例集49巻7号2599頁。

³⁷ 横浜地川崎支決平成22年5月21日判例時報2089号119頁（市が設置し、財団法人が運営する子供文化センターの事案）。

³⁸ 東京地判平成22年8月31日判例時報2088号10頁（民間企業が営む鉄道事業の事案）。

評価されている³⁹。

差止請求における受忍限度判断と、損害賠償請求における受忍限度判断との関係については、学説⁴⁰において、かつては、差止めを認める場合には損害賠償よりも違法性が強くなければ認められないとする違法性段階説が有力であった。しかし、現在では、差止請求の場面と損害賠償請求の場面で、考慮要素の重み付けが異なるとする理解が有力となっており、この有力説に沿って、前述の国道43号線事件最高裁判決も理解されている⁴¹。

b. 受忍限度判断における考慮要素としての公共性の位置づけ

判例は、騒音に関する受忍限度判断のなかで、公共性を減殺する要素として、受益と受忍の彼此相補の関係⁴²の有無、及び被害の防止に関する措置の有無・内容・効果を考慮するかどうかについて、差止請求の場合と損害賠償請求の場合とで異なる取り扱いをしている⁴³。

判例上、損害賠償についての受忍限度判断においては、公共性を減殺する要素として、受益と受忍の彼此相補の関係の有無、及び被害の防止に関する措置の有無・内容・効果が考慮されるものとされる⁴⁴。なお、学説上は、さらに進めて、公害は一旦被害が発生した後は、ある程度確実な認識のもとに被害が継続的に生ずるものであること、公共性が高い施設によって特別の犠牲を払った者については、それだけ補償の必要が大きいのでありその負担は社会に転嫁されるべきものであること、などを理由として、損害賠償に関しては公共性を考慮すべきでないとする見解が有力である。

これに対して、差止めにおける受忍限度判断においては、受益と受忍の彼此相補の関係の有無は考慮されないものとされる⁴⁵。この理由として、受益と受忍の彼此相補の関係は、元来、一部少数者の特別の犠牲による公共的利益の実現による不公平を問題としたものであり、損失補償的発想に基づくファクターといえるため、差止めの判断のファクターとされていないことにそれなりの合理性があるとする見解が示されている⁴⁶。他方、差止めにおいて、被害の防止に関する措置の有無・内容・効果が考慮されるか否かについて、国道43号線事件最高裁判決は明示していない⁴⁷。

なお、学説上は、(生命・身体などの)人格権の根幹部分の侵害の場合、その活動の公共

³⁹ 根本尚徳「判批」『民法判例百選Ⅱ（第8版）』224頁。

⁴⁰ 学説の状況については、大塚直「判批」『環境法判例百選（第3版）』60頁（2018年）、根本・前掲注(39)223頁等参照。

⁴¹ 国道43号線事件最高裁判決の調査官解説でもこの理解が示されている（田中豊「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成7年度（下）』738頁以下（法曹会、1998年））。

⁴² 受益と受忍の彼此相補の関係の考慮においては、周辺住民などが当該施設によって受ける利益とそれによって受ける被害との関係において、被害の増大が利益の増大を（必然的に）伴うという関係にあるか否かが考慮される。

⁴³ 以下、議論の状況について大塚・前掲注(40)60頁以下参照。

⁴⁴ 最大判昭和56年12月16日最高裁判所民事判例集35巻10号1369頁、最判平成7年7月7日最高裁判所民事判例集49巻7号1870頁。

⁴⁵ 最判平成7年7月7日最高裁判所民事判例集49巻7号2599頁。

⁴⁶ 大塚・前掲注(40)61頁。

⁴⁷ 田中・前掲注(41)739頁以下は、国道43号線事件最高裁判決は被害の防止に関する措置の有無・内容・効果を考慮することを前提としているとする。

性（社会的有用性）との衡量を行うべきでないとする見解が有力である⁴⁸。

（2）工場騒音における受忍限度判断と公共性

工場騒音に対しては、道路騒音・空港騒音等とは異なる受忍限度判断の考慮要素が、判例⁴⁹において次のように示されている。

「工場等の操業に伴う騒音，粉じんによる被害が，第三者に対する関係において，違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは，侵害行為の態様，侵害の程度，被侵害利益の性質と内容，当該工場等の所在地の地域環境，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。」

工場騒音の受忍限度判断においては，道路騒音・空港騒音等の場合と異なり，公共性や，（公共性減殺要素としての）受忍と受益の彼此相補の関係が考慮要素に含まれていない。公共的・社会的役割を担っている道路や空港，さらには公の営造物や公共的役割を担う私営施設とは異なり，私人による純粋な営利目的の活動のための施設に関しては，受忍を肯定する要素としての公共性は考慮されず，また，それに伴って公共性の考慮を前提とする公共性減殺要素も考慮されないと理解しえよう。

（3）発電所をめぐる紛争における受忍限度判断と公共性

発電所をめぐることは，特に差止めをめぐる紛争において，電力需給の観点から，受忍限度判断において差止めを認めない方向の要素として考慮されている⁵⁰。電力の供給に公共的・社会的役割を認めうることに鑑みれば，この電力需給の観点は，受忍限度判断の枠組みから捉えれば，公共性に含まれる考慮要素として位置付けられているといえよう。

しかし，特に原子力発電所をめぐることは，2011（平成23）年3月に発生した福島第一原発事故以後，変化が見られる。以前の裁判例においては，原子力発電所についても，差止めの受忍限度判断において，電力需給の必要性の観点が考慮に入れられていた⁵¹。しかし，福島

⁴⁸ 下級審裁判例においても，この考え方によると考えられるものも見られる（神戸地判平成12年1月31日判例時報1726号20頁（尼崎大気汚染公害訴訟第一審判決），名古屋地判平成12年11月27日判例時報1746号3頁（名古屋南部訴訟判決）ただし，いずれも道路の全面供用停止が求められたものではない）。大塚直「判批」法学教室410号88頁（2014年）も参照。

⁴⁹ 最判平成6年3月24日判例時報1501号96頁。評釈として，森純子「判批」伊藤眞＝加藤新太郎編『[[判例から学ぶ]民事事実認定』237頁（有斐閣，2006年）。

⁵⁰ 例えば，札幌地判昭和55年10月14日判例時報988号37頁（伊達火力発電所差止訴訟：差止めを否定）等。

⁵¹ 例えば，仙台地判平成6年1月31日判例時報1482号3頁（女川原発差止訴訟第一審判決：差止めを否定）は，人格権または環境権侵害の有無について，次のように電力需給の観点を踏まえた判断基準を示している。「…，本件原子炉施設においては，一般環境への放射性物質の放出を抑制するための対策が講じられているものの，その運転により一定の放射性物質を環境に放出することは避け難く，放射線被曝による障害の発生にしきい値がないものと認定し得べきであるとするのが相当である以上，抽象的には，原告らの生命・身体に障害発生の可能性のあることは否定し得ない。しかしながら，電力需給の観点からして，本件原子力発電所の必要性が存在することを考え合わせると，原子炉施設に求められる安全性とは，その潜在的危険性を顕在化させないよう，放射性物質の放出を可及的に少なくし，これによる事故発生の危険性，平常運転時の被曝線量をいかなる場合においても，社会観念上

第一原発事故以降、電力需給の必要性、あるいは発電の効率性・経済性といった要素を受忍限度判断において考慮に入れない裁判例も示されている⁵²。

3. 風力発電を含めた再生可能エネルギーに関する政策の方向性

政府は、エネルギー政策について、エネルギー政策基本法11条に基づいて、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（エネルギー基本計画）を定めなければならないものとされている。このエネルギー基本計画は少なくとも3年ごとに検討され、必要に応じて変更し、閣議決定を経ることとなっている。

2018（平成30）年7月、第5次エネルギー基本計画⁵³が発表された。この第5次エネルギー基本計画においては、風力発電を含めた再生可能エネルギーについて、次のように位置付けられたうえで、政策の方向性が示されている⁵⁴。

すなわち、再生可能エネルギーは、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源である、と位置付けられる⁵⁵。この位置付けを基礎として、再生可能エネルギーについては、2013年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に

無視し得る程度に小さいものに保つべき安全確保対策を講ずることによって、放射線による人間の生命・身体に対する障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合には、原子炉施設の運転による生命・身体に対する侵害のおそれがあるとはいえないものとして、人格権又は環境権の違法な侵害に基づく差止請求を認めることはできないと解すべきである。」

⁵² 大津地決平成28年3月9日判例時報2290号75頁（高浜原発差止仮処分申立て：差止めを肯定）、福井地判平成26年5月21日判例時報2228号72頁（大飯原発差止訴訟第一審判決：差止めを肯定）、福岡高裁宮崎支決平成28年4月6日判例時報2290号90頁（川内原発差止保全抗告審：差止めを否定）等参照。例えば、前掲福岡高裁宮崎支決平成28年4月6日は次のように述べる。

「原告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものであり、本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける原告人らの被害の重大さ及び深刻さに鑑みると、そのような侵害行為を排除するため、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、原告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。

また、上記のような被侵害利益の内容、性質、侵害行為の態様、利益侵害（被害）の重大さ及び深刻さに鑑みると、本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝させる限りにおいて、当該侵害行為は受忍限度を超えるものとして違法というべきであり、本件原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきである。」

⁵³ https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/180703.pdf（最終確認日：2020年2月16日）。

⁵⁴ 以下、再生可能エネルギー一般についての位置づけについて、第5次エネルギー基本計画17頁参照。

⁵⁵ なお、原子力発電との関係では、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2030年のエネルギーミックスの実現、2050年のエネルギー選択に際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することが示されている（第5次エネルギー基本計画2頁）。

推進していくことが示されており、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率⁵⁶の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取組みを早期に進めるものとされている。

特に風力発電についてみると、大規模に開発できれば発電コストが火力並であることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源であるとされており⁵⁷、地域との共生を図りつつ、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスメントの迅速化や、規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も踏まえた必要な対策の検討、電気事業法上の安全規制の合理化等の必要に応じた取組を進めるとされている⁵⁸。

4. 検討—風力発電に関する騒音をめぐる受忍限度判断における公共性

(1) 公共性を考慮要素に含めるべきか

前述2 (3) に見た通り、火力発電所などの大規模な発電施設を巡る紛争では、電力需給の観点から、受忍限度判断において公共性として考慮されうるものと位置付けられている。風力発電施設についても、同様に、受忍限度判断において公共性を考慮しうるかが問題となる。この点、風力発電施設についてみれば、火力発電所等に比して小規模な発電施設であり⁵⁹、個々の風力発電施設の電力需給への寄与は極めて小さなものといえる。この点に着目すれば、工場騒音（前述2 (2) 参照）と同様に、風力発電に関する騒音については、そもそも受忍限度判断の考慮要素として公共性を含まないとするとの立場も考えられるところである。

しかし、前述3で見た通り、現在の政策の中で、再生可能エネルギーによる発電は、将来の主力電源化が目指されている。この点からしてみれば、個々の発電施設に限定するのではなく、再生可能エネルギーを利用した発電施設群を全体として捉え、個々の発電施設はその発電施設群を構成する一部分と位置付けることができよう。この位置付けを基礎として、小規模の風力発電施設についても、火力発電所等の大規模な発電施設と同様に、受忍限度判断において公共性を考慮要素に含めるべきである。問題となる風力発電施設の規模等については、公共性の具体的な考慮の際に反映させることで足りる⁶⁰。

なお、一般的に言えば、風力発電による騒音によって侵害される権利・利益は、生命・身体ではなく、（睡眠障害も含めた）精神的不快感や生活妨害であると考えられる。そのため、生命・身体などの人格権の根幹部分の侵害が問題となる場合には受忍限度判断において公共

⁵⁶ 長期エネルギー需給見通し（平成27年7月：https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/past.html#energy_mix（最終確認日：2020年2月16日））において、2030年の総発電電力量における再生可能エネルギーによる発電電力量を22～24%とすることが示されている。なお、2017年度の電源構成における再生可能エネルギーによる発電量の比率は、16.1%（新エネ等8.1%、水力8.0%）である（『平成30年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2019）』155頁参照）。

⁵⁷ 第5次エネルギー基本計画17頁。

⁵⁸ 第5次エネルギー基本計画40頁。

⁵⁹ 単純に比較することはできないが、例えば、本件風力発電施設の単機定格出力が1,500kWであるところ、東京電力管内で最大出力の最も小さい大井発電所の最大出力は、1,050,000kW（3つあるユニットのそれぞれの短期容量は350,000kW）である

（<http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/electricity-supply/thermal-j.html>（最終確認日：2020年2月16日））。

⁶⁰ 具体的な考慮のあり方については、後述(2)参照。

性を考慮すべきでないとする見解に立ったとしても、風力発電による騒音について受忍限度判断が必要となる多くの場合で、公共性が考慮要素に含まれるものと考えられる。

(2) 公共性をどのように考慮すべきか

風力発電に関する騒音の受忍限度判断の要素として公共性を含めるとした場合、次に問題となるのが、具体的な考慮方法である。具体的に風力発電による騒音についての受忍限度判断における公共性の考慮のあり方を考えたとき、「再生可能エネルギー」である、という点と、「発電施設」である、という点のそれぞれについて、次のような具体的な考慮のあり方が考えられる。

まず、再生可能エネルギーによる発電であるという点については、前述3で見た通り、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源である、と位置付けられており、確実な主力電源化への布石としての取組みを早期に進めるものとされている。このような再生可能エネルギーの位置付けからすれば、風力発電が再生可能エネルギーによる発電であることは、風力発電についての騒音をめぐる受忍限度判断において公共性の重み付けを増加させる要素ということになる。

他方、発電施設であるという点については、現時点では、風力発電について、依然として発電コストが高く、機器費・工事費・系統接続費等の大幅なコスト低減を図っていく必要があるとされていることが問題となる⁶¹。また、陸上風力を念頭に置いた場合、風力発電は比較的小規模の発電施設となることからすれば、少なくとも、他の地域に設定することで容易に代替可能であるといえる。これらの点からすれば、火力発電所などの他のエネルギーによる発電施設と比べたとき、風力発電施設が電力の安定供給・経済性については見劣りをすると考えられることも含めて考えれば、少なくとも比較的小規模の風力発電施設に関しては、受忍限度判断において公共性は減殺されるというべきである。

以上の検討からすれば、風力発電による騒音をめぐる受忍限度判断に関して、確かに再生可能エネルギーによる発電であるという要素から公共性を重くみることもできるが、風力発電施設の発電施設としての特性から公共性は減殺されることになり、結果として、他の発電施設よりも、受忍限度判断における公共性が強く考慮されるとはいえないと考えられる。

なお、前述2(1)bで見た通り、現在、損害賠償請求の場合については、差止請求の場合と異なり、受忍限度判断における公共性の考慮において、公共性を減殺する要素として、受益と受忍の彼此相補の関係の有無、及び被害の防止に関する措置の有無・内容・効果が考慮される。このうち、受益と受忍の彼此相補の関係については、問題となる風力発電施設で発電された電力が、設置された地域に限定的に供給されているなどの特段の事情がない限り、受益と受忍の彼此相補の関係はないものと判断されることになろう。他方、被害の防止に関する措置の有無・内容・効果に関しては、騒音そのものに対する措置に加えて、風力発電に特有の振幅変調音や純音性騒音への措置の有無・内容・効果も考慮されることになろう。

⁶¹ 第5次エネルギー基本計画40頁。